

# 「活動から団員を守る」 自然災害時等における安全ガイドライン（改訂版）

令和5年2月19日  
埼玉県スポーツ少年団

埼玉県スポーツ少年団では、様々な自然災害等が発生していることに鑑み、活動中はもちろんのこと活動場所への往復を含めた団員・指導者等の安全確保に考慮した基準を令和2年度に策定した。その後、災害対策基本法が改訂され基準も変更になったことから、本県においても安全ガイドラインの見直しを行った。関係団体においては、この基準をもとに安全な活動の確保につとめていただきたい。

1 地震	活動を一旦休止し安全確保に努める。強い揺れの場合は活動を中止する。
2 台風	次のような場合活動を中止する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・台風が直撃または接近することが予想される場合。</li><li>・暴風警報、大雨警報、洪水警報が発令された場合</li><li>・避難情報警戒レベル3以上の場合。</li></ul>
3 大雨	次のような場合活動を中止する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・大雨警報、洪水警報が発令された場合。</li><li>・避難情報警戒レベル3以上の場合。</li></ul>
4 高温	猛暑が予想される場合は活動の中止を検討し、活動場所において暑さ指数(WBGT)が31°C以上（熱中症予防指標「危険」）の場合は活動を中止する。
5 竜巻	竜巻が確認された場合は、活動を休止し直ちに近くの安全な建物の中に避難する。
6 雷	雷鳴、雷光が確認された場合は、活動を休止し直ちに近くの安全な建物の中に避難する。
7 大雪	大雪が予想される場合は活動の中止を検討し、大雪警報、暴風雪警報が発令された場合は活動を中止する。
8 感染症	団体内に罹患者が出た場合は、国・県などの定めを遵守する。

★各種警報の発令や避難情報警戒レベルが3以上になることが予想される場合は、事前に活動を中止することが望ましい。

★活動中に自然災害が発生した場合は、安全の確保と情報の収集に努める。帰路の安全が確認できた場合は帰宅させる。確認できない場合は現地の安全な場所に留め置く。また、団員等子どもの場合は、途中経路の安全を確認した上で、必要に応じて保護者と連絡をとり引き渡しの対応をとる。

★活動場所、活動規模、災害規模等により諸条件が異なることから、以上の項目は一般的な基準として扱い、最終的な判断は現地における当該関係団体に委ねるものである。また、国・県・市区町村や使用施設等に基準があればそれに従うものとする。

※気象庁は現在、気象現象における各種注意報、警報等と避難情報警戒レベルとの関連を分かり易くするため、その発令基準の見直しを行っている。